

公益財団法人都市文化振興財団友の会個人会員 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益財団法人都市文化振興財団（以下「財団」という。）が管理する都市総合文化ホールの自主文化事業に関しての各種サービスを受けるために、定められた所定の手続きにより入会を申込み、財団が承諾した会員へ適用されます。

(名称)

第2条 この会の名称は、公益財団法人都市文化振興財団友の会個人会員とします。

(会員)

第3条 会員とは、この制度の趣旨に賛同し、本規約を承認のうえ、所定の手続きで入会を申込み、財団が承諾した方をいいます。また、友の会個人会員には、「MJチケットクラブ会員」と「MJウェブ会員」の2種類の会員があります。

MJチケットクラブ会員 会員番号を発行します。会員期間は入会当日から1年間（翌年の入会該当月の末日まで）とします。

MJウェブ会員 会員番号を発行します。ご自身で退会手続きを行わない限り自動継続いたします。

(会費)

第4条 MJチケットクラブ会員の年会費は、財団が定めた方法により1,000円を支払うものとします。なお、納入された年会費は、いかなる理由があっても返還しないものとします。

MJウェブ会員の年会費は無料とします。

(会員サービス)

第5条 会員は、入会時に財団が通知する各種サービスについて、財団が指定する方法により利用することができるものとします。なお、各種サービスについて、追加・変更が生じた場合は、財団の所定の方法で会員に通知することとします。

(届出事項の変更等)

第6条 会員の氏名、住所等に変更があった場合は、所定の手続きにより、ただちに財団へ届け出るものとします。

2 前項の届け出がないために、財団からの送付書類・メール等が延着し、または、到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなすこととします。

(退会)

第7条 以下の場合会員が退会の申し出を行ったものとし、会員資格ならびに会員サービスの全ての権利を喪失します。

(1) 会員自らが退会を申し出た場合。

(2) MJチケットクラブ会員が、財団が定める方法で更新手続きをしなかった場合。

(3) 会員が死亡した場合。また家族からその旨の通知があった場合。

(事務取扱)

第8条 公益財団法人都市文化振興財団友の会個人会員に関する事務は、財団事務局が行うものとします。

(個人情報の取扱)

第9条 財団では個人情報の利用目的を明確に定め、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

また個人情報の取扱いについて、保護に摘要される法令を遵守します。

2 業務の遂行上、外部委託先に財団が保有する個人情報の取扱いを委託する場合があります。その場合には外部委託先につき適正な調査を実施の上、個人情報を管理・監督します。

(規約の変更)

第10条 規約の変更について、財団からその内容を通知した後に会員がその権利を行使した場合、財団は会員が変更事項を承認したものとみなします。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、公益財団法人都市文化振興財団友の会個人会員の運営について必要な事項は、財団が別に定めるものとします。

附 則 この規約は、平成19年7月9日から施行します。

附 則 この規約は、平成24年6月1日から施行します。

附 則 この規約は、平成26年6月1日から施行します。

附 則 この規約は、平成28年4月1日から施行します。